住所　兵庫県尼崎市尾浜町３丁目32番４―109号
　文徳枝　昭和59年５月17日生
住所　兵庫県明石市藤江1191番地８
　金實　昭和48年５月10日生
住所　大阪府吹田市上山田１番７―1102号
　申愛子　昭和57年11月17日生
住所　大阪市鶴見区緑３丁目２番11号
　金大地　平成元年３月29日生
住所　大阪府箕面市今宮３丁目14番14号
　鄭梨沙　昭和59年７月30日生
住所　大阪市平野区加美東３丁目５番２―401号
　康京子　昭和56年３月22日生
住所　大阪市平野区加美北４丁目５番23号
　姜陽順　昭和39年１月６日生
住所　堺市中区陶器北1284番地５
　李龍也　昭和60年２月11日生
住所　大阪府東大阪市若江本町２丁目５番13号
　曹恵理　昭和62年10月１日生
住所　大阪市大正区三軒家東２丁目12番69―611号
　金智志　昭和37年12月１日生
住所　大阪市生野区勝山北５丁目５番２号
　金英子　昭和26年１月８日生
　李奈美　昭和53年１月31日生
　李有希　昭和58年11月19日生
住所　大阪市城東区諏訪２丁目６番４―501号
　玄留奈　昭和58年１月18日生
住所　大阪市平野区加美北５丁目４番41号
　車政行　昭和37年６月21日生
住所　神戸市中央区下山手通８丁目２番17号
　姜久惠　昭和46年10月10日生
住所　大阪市生野区巽西１丁目１番18―417号
　朴鍾成　昭和27年５月16日生
住所　大阪府東大阪市大蓮東５丁目21番９号
　金嘉智　昭和40年９月９日生
住所　大阪府岸和田市下池田町２丁目15番29号
　李厚子　昭和53年３月３日生
住所　大阪府岸和田市吉井町２丁目２番３号
　李紘子　昭和55年３月12日生
住所　大阪市北区天満３丁目９番16号
　禹昌憲　昭和57年７月20日生
住所　京都市左京区聖護院川原町12番地
　李秀倫　昭和53年10月27日生
住所　名古屋市中区千代田４丁目８番３号
　金榮治　昭和47年７月６日生
住所　名古屋市中川区八神町３丁目40番地
　洪陽子　昭和54年９月29日生
住所　愛知県瀬戸市窯町350番地５
　金在信　昭和23年８月11日生
　吳京子　昭和25年８月11日生
　金啓司　昭和53年８月25日生
住所　愛知県一宮市北方町北方字新屋敷浦166番地
　孫正美　昭和31年３月16日生
　權俊錫　昭和56年10月31日生
　權洋錫　昭和58年12月６日生
　權昌錫　昭和62年12月29日生
住所　名古屋市守山区八剣２丁目1013番地
　尹善美　昭和49年11月10日生
住所　名古屋市西区笠取町２丁目16番地２
　千美登里　昭和32年８月22日生
住所　東京都品川区荏原３丁目８番19―702号
　金梅子　昭和30年11月20日生
住所　京都市左京区丸太町通川端東入東竹屋町50番地
　李法行　平成２年９月24日生
住所　京都市南区吉祥院池田町６番地３
　李真澄　昭和57年４月18日生
住所　京都市下京区室町通仏光寺上る白楽天町522番地１
　王廣**次**　昭和41年７月31日生
住所　京都市伏見区津知橋町393番地３
　李美果　昭和58年９月27日生
住所　京都市中京区壬生森町50番地52
　朴惠美　昭和59年７月24日生
住所　京都市伏見区菊屋町850番地
　李孝南　昭和50年３月18日生
住所　京都市伏見区羽束師鴨川町139番地27
　鄭英基　昭和35年10月６日生
住所　福井市灯明寺２丁目1001番地
　趙恭宏　昭和45年３月10日生
住所　福岡県中間市岩瀬４丁目２番33号
　具英書　昭和25年11月25日生
　都君江　昭和31年４月３日生
　具貴実　昭和52年５月１日生
住所　福岡県遠賀郡水巻町二東２丁目23番２号
　具裕司　昭和58年９月10日生
住所　横浜市戸塚区戸塚町3430番地
　具竜信　昭和60年２月16日生
住所　福岡県久留米市北野町上弓削96番地７
　金加壽美　昭和49年10月13日生
住所　長野県松本市城西１丁目９番18号
　李路子　昭和19年７月25日生
住所　東京都葛飾区青戸３丁目16番24―504号
　金成俊　昭和49年３月24日生
住所　東京都大田区北馬込２丁目52番10号
　孫聖浩　昭和52年５月６日生

○文部科学省告示第百十八号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の四十において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録定期講習機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第百二十一条の規定に基づき公示する。

平成二十四年八月二十一日　文部科学大臣　平野　博文

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益社団法人日本放射線技師会	東京都港区浜松町二丁目四番一号世界貿易センタービル二十階	氏名又は名称を公益社団法人日本診療放射線技師会とすること	平成二十四年六月二日

○厚生労働省告示第四百八十五号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）附則第九条第一項の規定に基づき、雇用対策法施行規則附則第九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県知事を次のように定める。

平成二十四年八月二十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

雇用対策法施行規則附則第九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県知事

埼玉県知事、佐賀県知事

○農林水産省告示第二千九十一号

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）第六条第二項及び第八条第二項の規定に基づき、平成十三年三月十四日農林水産省告示第三百三十二号（農産物検査法施行規則の規定に基づき標準計測方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十一日

農林水産大臣　郡司　彰

第２の５の(1)の②中「ブラウェル穀粒計」の下に「及びはかり」を加え、同(1)の③のイ中「組ﾋﾟて」を「組み立て」に改め、「調節する。」の下に「装置に天びんが付属しており、かつ、当該天びんを用いる場合にあっては、併せて、」を加え、同③のウの(ｱ)中「分銅皿に」を「装置に天びんが付属しており、かつ、当該天びんを用いてひょう量する場合にあっては、分銅皿に」に、「はかり」を「天びん」に改め、「釣り合わせる。」の下に「その他の場合にあっては、試料150ｇを正確に量り、漏斗に入れる。」を加え、同５の③の①中「及びはだか麦」を「、はだか麦及びそば」に改める。

○農林水産省告示第二千九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月二十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県豊川市足山田町黒谷一の二、大木町小牧九一の三、九一の一〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月二十一日

農林水産大臣　郡司　彰